

1. 指定訪問看護事業所のサテライト設置に係る要件

本市内に所在する指定訪問看護事業所（みなし指定を除く。）のサテライトの設置に関する要件を以下に示します。

(1) 設置区域

- ・密接な連携を確保できる体制として、本体事業所からサテライトまでの移動に要する時間は自動車等で片道概ね20分以内であること。
- ・サテライトの設置は横浜市内に限ること。
- ・運営規程に定める本体事業所の通常の事業の実施地域に含まれること。

(2) 設備基準

- ・事業を行う専用の区画を設けること。
なお、同一法人の別の事業と事務室等を共有する場合は、使用する机・エリアを分ける、ファイルサーバーのアクセス権限を整える等、個人情報の取扱いに配慮すること。
- ・感染症予防に必要な設備、備品を備えること。
- ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書等のサービス提供に係る書類の写しをサテライトに保管する場合、本体事業所と同等の、施錠できる書庫等を備えること。
- ・サテライトで利用者又は家族からの相談を受ける場合、プライバシーが確保できる等相談を受けるのに適したスペースを備えること。
原則、個室が望ましいが、プライバシーの確保、話声、その他の雑音等が聞こえない、相談することに相応しい環境が整えられる場合にはパーテーション等で囲い、他の部屋の中に設置することは可能とする。

(3) 人員基準

- ・本体事業所に置かれている管理者がサテライトを含めて一元的に管理すること。
- ・本体事業所とサテライトを合わせて看護師、保健師又は准看護師の人員が、常勤換算で2.5人以上となること。ただし、それぞれの人員配置は1以上とし、サテライトに看護職員を配置すること。
- ・本体事業所とサテライトの関係上、緊急時等の応援体制等のことを考慮し、本体事業所に従属する職員の常勤換算数は、サテライトに従属する職員の常勤換算数の合計を上回っていること。

(4) 運営基準

- ・本体事業所とサテライトは、一体的に運営されること。
- ・苦情処理等の手順は、本体事業所と同一のものとする。

令和7年5月1日

- ・事業の目的や運営方針及び利用料等は、本体事業所と同一のものとする事。
なお、営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間及び実地地域については、本体事業所とサテライトで異なるものとしてもよい。
- ・人事、給与・福利厚生等の勤務条件等を定めた就業規定は、本体事業所と同一のものとする事。
- ・利用者に関する情報や訪問看護の技術等に関して、本体事業所とサテライトの職員によって定期的に会議等を行い、共有すること。
- ・管理者は定期的にサテライトを訪問し、本紙で定める各基準を満たすよう管理を徹底すること。
- ・サテライトはあくまで本体事業所の出張所であるため、本体事業所において、訪問看護計画書及び訪問看護報告書等のサービス提供に係る書類を保管すること。
ただし、本体事業所と同等の、施錠できる書庫等を備えている場合は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書等のサービス提供に係る書類の写しをサテライトに保管することができる。

(5) 留意事項

- ・単に経営上の合理化や人員基準違反回避を主たる目的としたサテライトの設置は認められません。
- ・サテライトに従属する職員の常勤換算数が、本体事業所に従属する職員の常勤換算数の合計を上回る場合は、指定事業所へ転換してください。
- ・1の本体事業所に係るサテライトは1つまでとします。
- ・当該拠点がサテライトであることを明示する名称としてください。
例)「本体事業所名」+「サテライト」又は「出張所」

2. 指定訪問看護事業所のサテライト設置に係る届出

(1) 新規設置

サテライトの新規設置に当たっては、事業所において「1. 指定訪問看護事業所のサテライト設置に係る要件」を確認したうえで、当該内容に基づき設置に係る変更届を提出する必要があります。

期日：サテライト設置（変更日）から1月以上前

必要書類・提出方法：必要書類一覧（サテライト）参照

(2) 変更の届出

サテライトに係る変更が発生した際は、変更届を提出する必要があります。

期日：変更日から10日以内

必要書類・届出事由・提出方法：必要書類一覧（サテライト）参照

(3) 廃止の届出

期日：廃止予定年月日の1月以上前

必要書類・届出事由・提出方法：必要書類一覧（サテライト）参照

(4) 届出に係る留意事項

- ・サテライトに係る届出については、サテライトに係る内容の届出である旨を明記してください。
- ・サテライトはあくまでも本体事業所の出張所です。サテライトに係る届出を行う場合でも、本体事業所名で届出をしてください。